

令和2年8月19日

茅ヶ崎市立南湖公民館運営審議会
会長 亀山 計次 様

茅ヶ崎市立南湖公民館
館長 生川 彰博

茅ヶ崎市立南湖公民館運営審議会に対する諮問について

社会教育法第29条第2項の規定に基づき、次のとおり諮問します。

1 検討を求める事項

「子どもと公民館のかかわりについて～子どもの居場所づくり～」(諮問)

2 理由

平成30年5月に「公民館と他施設の連携について～本市のより良い社会教育を実現していくために～」について諮問をさせていただき、同年度の3月に各委員の皆様
の意見を取りまとめた形で答申をいただきましたが、今回は「子どもと公民館のかか
わりについて～子どもの居場所づくり～」をご審議いただきたく諮問いたします。

茅ヶ崎市教育基本計画の施策目標に「大人が教育者としての役割と責任に気づき、
子どもたちが地域の中ではぐくまれる社会教育を推進する」とあり、公民館には地域
の社会教育の拠点として、子どもたちの学校外の居場所、及び学習する機会と場の提
供が強く求められています。

「子どもと公民館のかかわり」ということで、公民館では地域の子子どもたちが参加
する事業を多数開催しています。そこで、地域や学校との連携協働に携わっている公
民館が、地域の教育力をいかに向上させられるかが課題となってきています。

また、子どものあそびという面から見ても子どもと公民館とのかかわりは欠かせな
いものです。

以上のことから上記1の検討を求める事項として「子どもと公民館のかかわりにつ
いて～子どもの居場所づくり～」について諮問しますので、ご審議のうえ答申くださ
いますようお願いいたします。

3 答申希望日 令和3年3月